

令和5年5月8日

保護者の皆様

東京都立田柄高等学校長
山崎 聡子

学校における新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行されました。それに伴い、学校における感染症対策の見直しが行われ、本校においても、下記の対応となりますのでお知らせいたします。

き記

- 学校における感染症対策について
 - 引き続き、御家庭との連携による生徒の健康状態の把握を行います。
 - 適切な換気を確保します。
 - 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を継続します。
 - マスクの着用は求めないことが基本となります。
- 地域や学校において感染が流行している場合について
 - 活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える、等の措置を一時的に講じることがあります。
- 学校における出席停止措置について
 - 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒については、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とし、出席停止の取扱いとなります。
 - 濃厚接触者の特定は行われなため、感染が確認されていない場合、直ちに出席停止の対象とはなりません。
- その他
 - 御心配や御不明なことなどがありましたら、副校長までお問合せください。

問合せ先
副校長 石村 晶子
電話 03-3977-2555 (代表)